

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
許可申請等の手続き

令和7年5月
秋田市

目次

第1章 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要	1
1－1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨	1
1－2 宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域の指定状況	3
1－3 許可を要する工事	4
1－4 届出を要する工事	5
1－5 面積の算定例	6
1－6 その他届出を要する工事等	6
1－7 許可および届出を要しない工事等	7
1－8 崖の一体性について	10
1－9 既存の崖に盛土又は切土を行う場合の高さの算定方法	11
1－10 擁壁の高さ	12
1－11 盛土等の一体性の判断	12
1－12 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の両方にまたがる場合の取扱い	14
第2章 工事の技術的基準および設計者資格	15
2－1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	15
2－2 土石の堆積に関する工事の技術的基準	16
2－3 設計者資格	17
第3章 宅地造成等に関する工事の許可申請等	18
3－1 申請手続きの流れ	18
3－2 事前相談	20
3－3 周辺住民への周知	20
3－4 事前協議	22
3－5 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成	23
3－6 許可申請に必要な書類等	25
3－7 申請手数料	31
3－8 標準処理期間	33
3－9 申請窓口	33
第4章 許可後における留意事項	34
4－1 着手届の提出	34
4－2 標識の掲示	34
4－3 軽微な変更に関する届出	36
4－4 工事の変更許可申請	36
4－5 工事の許可申請の取下届	37
4－6 工事の中止・再開・廃止に関する届出	37
第5章 検査・定期報告	38
5－1 中間検査	38
5－2 定期報告	39
5－3 完了検査・確認申請	40

5－4 留意事項	40
第6章 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事	42
6－1 協議の申出	42
6－2 変更協議の申出	43
6－3 協議後の手続き	43
第7章 宅地造成等に関する工事の届出	44
7－1 特定盛土等規制区域における工事に関する届出	44
7－2 着手届の提出	45
7－3 工事の変更届出	45
7－4 工事の中止・再開・廃止に関する届出	45
7－5 工事の完了に関する届出	46
第8章 その他届出を要する工事等	47
8－1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出	47
8－2 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出	49
8－3 公共施設用地の転用に関する届出	49
8－4 工事の変更届出	50
8－5 工事の中止・再開・廃止に関する届出	50
8－6 工事の完了に関する届出	50
8－7 手引き改正履歴	51
第9章 様式集	52
9－1 国土交通省令様式	52
9－2 市規則様式	86
9－3 参考様式	101

第1章 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」および「特定盛土等規制区域」における、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、盛土等に伴う災害の防止を目的とした必要な規制を行うための許可制度です。

本手引に記載の法令等名は、下表のとおり省略しています。

表1-1 法令名等

法令名等	定義
法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
細則	秋田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年5月26日秋田市規則第33号）
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

本手引内の用語の定義は、下表のとおりです。

表1－2 用語の定義

用語	定義
宅地	次に掲げる <u>土地以外</u> の土地をいいます。 農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地。
農地等	農地、採草放牧地および森林をいいます。
土石	・「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指します。 ・「土石」のうち「土砂」とは、次の①～⑤までのいずれかに該当するものをいいます。 ①地盤を構成する材料のうち、粒径75mm未満の礫、砂、シルトおよび粘土（以下「土」という。） ②地盤を構成する材料のうち、粒径75mm以上のもの（以下「石」という。を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの。 ③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混合したもの。 ④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの。 ⑤建設廃棄物等の建設副産物を土と同等の性状にしたもの。 ・「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいいます。また、特定盛土等は宅地造成を含みます。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるものをいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。（政令第1条）
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設もしくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

1－2 宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域の指定状況

秋田市の宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域は下図のとおりです。

詳細は市のホームページ又は秋田市都市計画課窓口にてご確認ください。

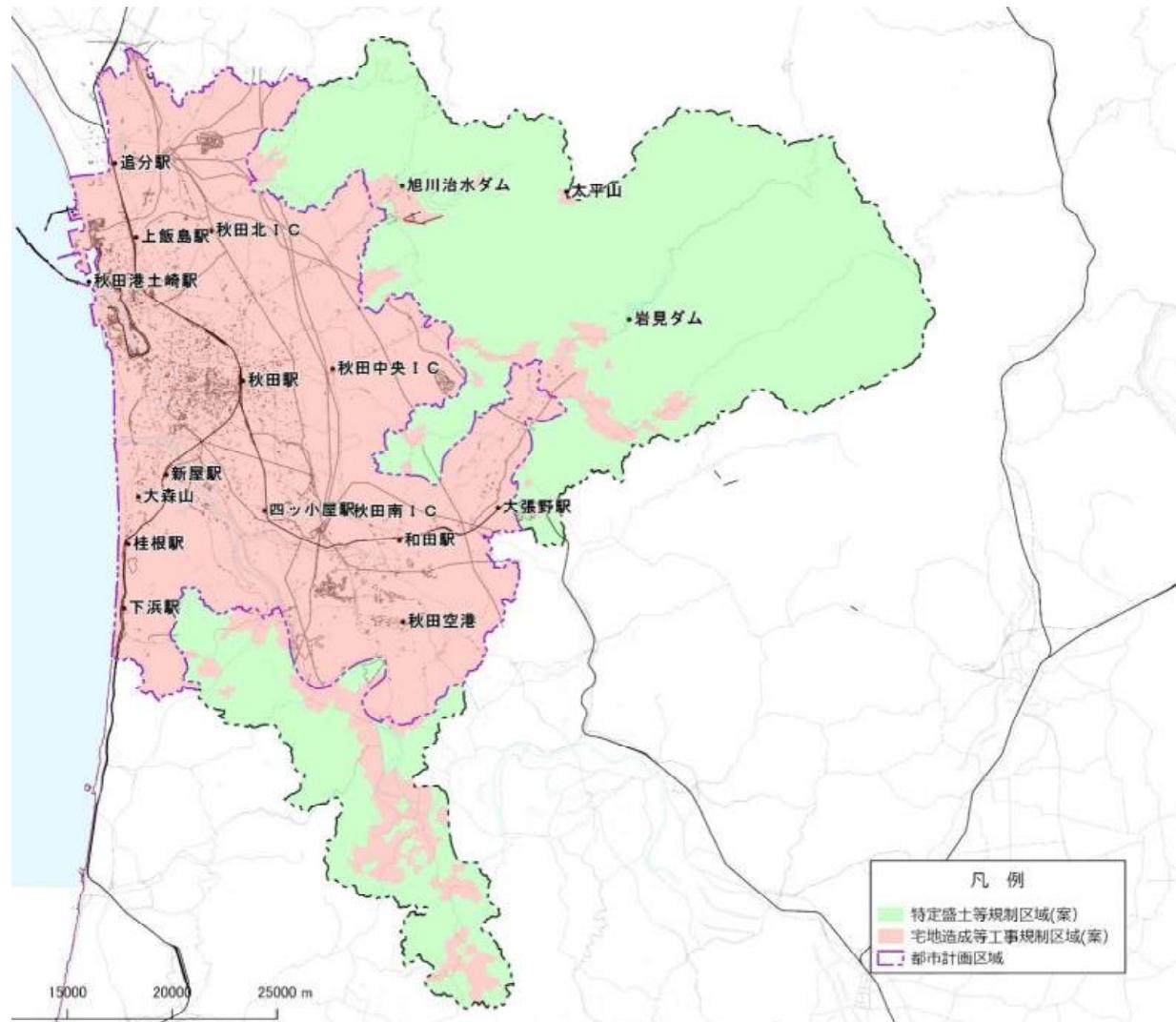


図 1－1 盛土規制法に基づく規制区域

1-3 許可を要する工事

宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域内において行う宅地造成等に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、法第12条第1項又は第30条第1項に基づき、秋田市長の許可が必要となります。

表1-3 許可を要する工事

行為	対象規模		イメージ図
	宅地造成等工事規制区域 (法第12条第1項)	特定盛土等規制区域 (法第30条第1項)	
土地の形質変更 (法第2条、 政令第3条、 政令第28条1項)	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの	
	②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの	②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの	
	③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの(①、②を除く)	③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの(①、②を除く)	
	④盛土で、高さが2mを超えるもの(①、③を除く)	④盛土で、高さが5mを超えるもの(①、③を除く)	
	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500m²を超えるもの(①～④を除く) (注1)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000m²を超えるもの(①～④を除く) (注1)	
土石の堆積(注2) (法第2条、 政令第4条、 省令第8条(10)イ、 政令第28条2項)	⑥最大時の高さが2mを超える土石の堆積であって、面積が300m²を超えるもの	⑥最大時の高さが5mを超える土石の堆積であって、面積が1,500m²を超えるもの	
	⑦最大時に堆積する面積が500m²を超えるもの (注1)	⑦最大時に堆積する面積が3,000m²を超えるもの (注1)	

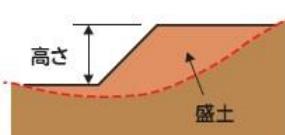
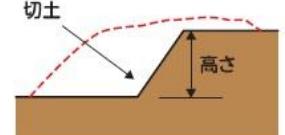
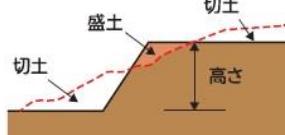
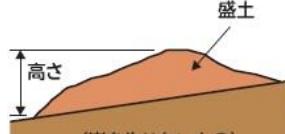
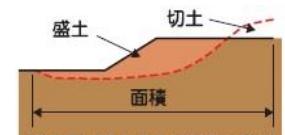
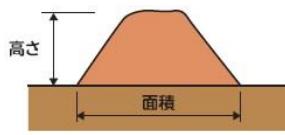
(注1) 盛土又は切土の高さ、若しくは土石の堆積を行う前後の地盤面の標高差が30cmを超えるものに限ります。

(注2) 土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

1-4 届出を要する工事

特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、法第27条第1項に基づき、当該工事に着手する30日前までに、秋田市長へ届出を行う必要があります。

表1-4 届出を要する工事

行為	対象規模 特定盛土等規制区域 (法第27条第1項)	イメージ図
土地の形質変更 (法第2条、政令第3条)	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの	
	②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの	
	③切土と盛土を同時に使う場合、盛土と切土を合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの(①、②を除く)	
	④盛土で、高さが2mを超えるもの(①、③を除く)	
	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500m²をこえるもの(①～④を除く) (注1)	
土石の堆積 (法第2条、政令第4条、省令第8条(10)イ)	⑥最大時の高さが2mを超える土石の堆積であって、面積が300m²を超えるもの	
	⑦最大時に堆積する面積が500m²を超えるもの (注1)	

(注1) 盛土又は切土の高さ、若しくは土石の堆積を行う前後の地盤面の標高差が30cmを超えるものに限ります。

1 - 5 面積の算定例

面積の算定例は以下のとおりとなります。

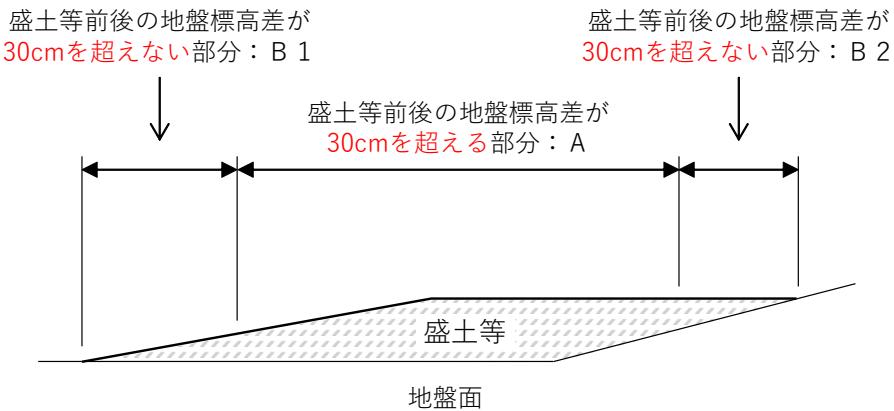


図 1 - 2 面積の算定例

- ・許可の要否を判断する面積：A
- ・許可申請書の「盛土又は切土をする土地の面積」、許可申請書の「土石の堆積を行う土地の面積」
および手数料算定面積： $A + B_1 + B_2$

1 - 6 その他届出を要する工事等

宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域内において、以下の工事等を実施する場合（現に実施している場合）は、法第21条第1項、第3項および第4項に基づき、秋田市長へ届出を行う必要があります。

- (1) 区域指定の際に既に行われている工事（法第21条第1項）
提出期限：区域指定があった日から21日以内
- (2) 擁壁等の全部又は一部の除去工事（法第21条第3項）
提出期限：当該工事に着手する日の14日前まで
- (3) 公共施設用地の転用（法第21条第4項）
提出期限：転用した日から14日以内

詳細については第8章を参照してください。

1－7 許可および届出を要しない工事等

1 下表に該当する工事等は、許可および届出が不要となります。盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命令の対象となります。

表1－5 許可を要しない工事

区分	具体的な内容
公共施設用地（注1） (法第2条第1項第1号) (政令第2条) (省令第1条各項)	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雜用水施設、水産飲雜用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書) (政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項) (省令第8条第1項各号)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用用水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壤の搬出又は処理等 ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壤の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 <ul style="list-style-type: none"> ①地方住宅供給公社 ②土地開発公社 ③日本下水道事業団 ④独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⑤独立行政法人水資源機構 ⑥独立行政法人都市再生機構 ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注2）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注3）又はその付近（注4）に堆積するもの（注5）
みなし許可となる工事 (法第15条各項、法第34条各	<ul style="list-style-type: none"> ・国又は都道府県、指定都市若しくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事

その他法の対象外となる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・農地および採草放牧地において行われる通常の営農行為（注6）（通常の生産活動ならびには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修および除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が1mを超えないもの） ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 ・建築物等の工作物の建築・築造に伴う掘削および埋戻し ・地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去のための床堀および埋戻し ・自然災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に原状回復する行為 ・開発等を行う区域内に存在する自然崖や、当該自然崖を保護するための擁壁等
---------------	---

(注1) ただし、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。

(注2) 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

(注3) 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施行計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。

(注4) 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

(注5) 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

(注6) 営農行為の範疇に含まれるか否かについては、秋田市農業委員会事務局に対して許可申請前にご相談ください。

2 規制対象とならない土石の堆積

以下の土石の堆積は、盛土規制法の規制対象外として取り扱うため、許可不要です。

- (1) 試験、検査等のための試料の堆積
- (2) 屋根および壁で囲まれた空間その他閉鎖された場所における土石の堆積
- (3) 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの
- (4) 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積（注1）

(注1) 主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内

において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、規制対象となります。

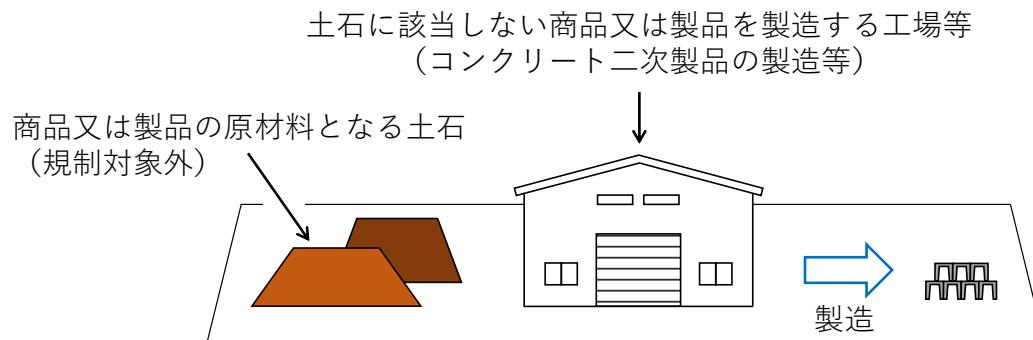


図 1－3 土石に該当しない商品又は製品を製造する工場の場合

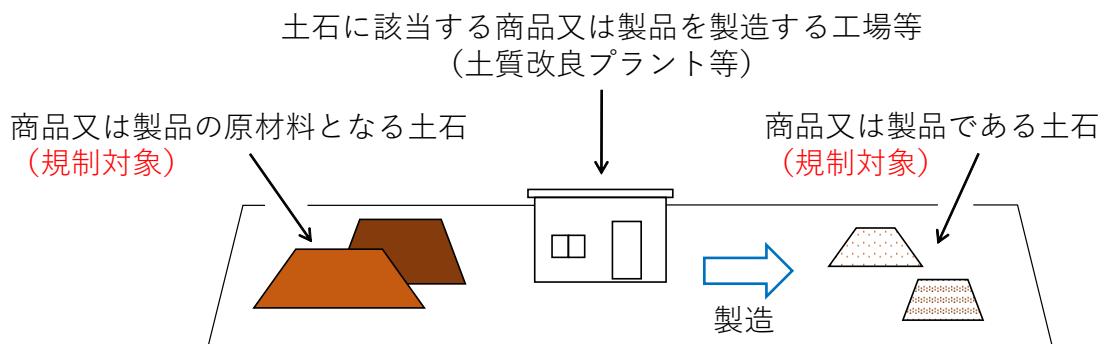


図 1－4 土石に該当する商品又は製品を製造する工場の場合

1-8 崖の一体性について

崖の途中に水平面があり、崖が分離されている場合であっても、一体の崖とみなすことがあります。

- (1) 崖面の下端から、 30° の線ABを引いたときに、上層の下端Pが、ABよりも上に来る場合は一体の崖とみなします。

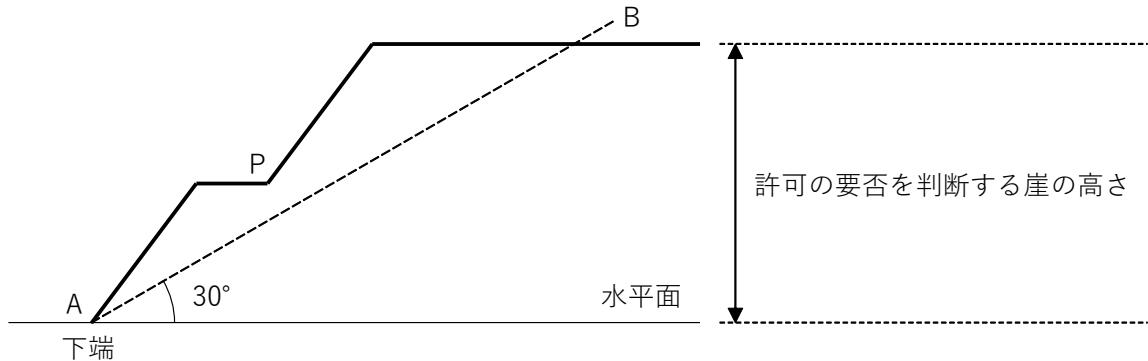


図 1-5 一体の崖とみなすケース

- (2) 崖面の下端から、 30° の線ABを引いたときに、上層の下端Pが、ABよりも下に来る場合は別々の崖とみなします。

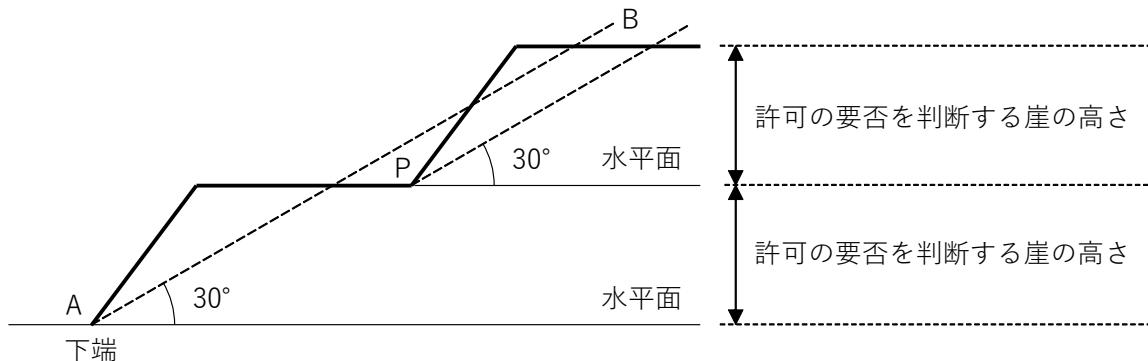


図 1-6 別の崖とみなすケース

1-9 既存の崖に盛土又は切土を行う場合の高さの算定方法

既存の崖に盛土又は切土を行う場合は、下図に示すように「新たに盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さ」により、許可対象となるか否かを判断します。

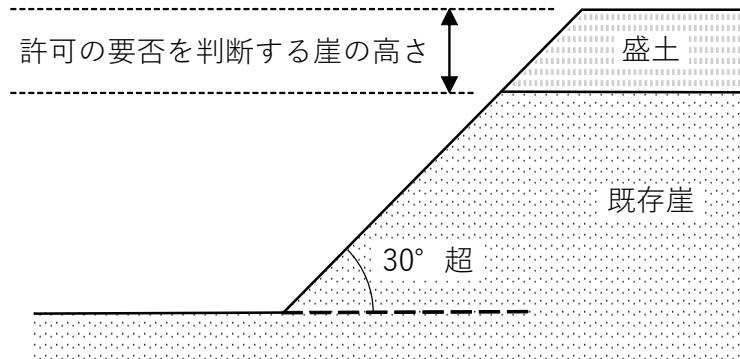


図1-7 崖の高さの判断イメージ図①

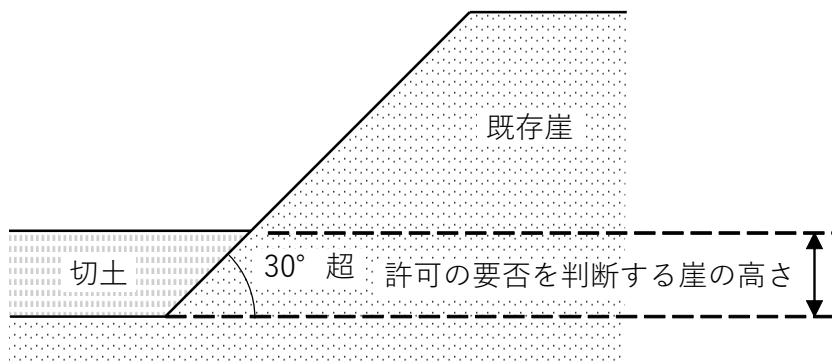


図1-8 崖の高さの判断イメージ図②

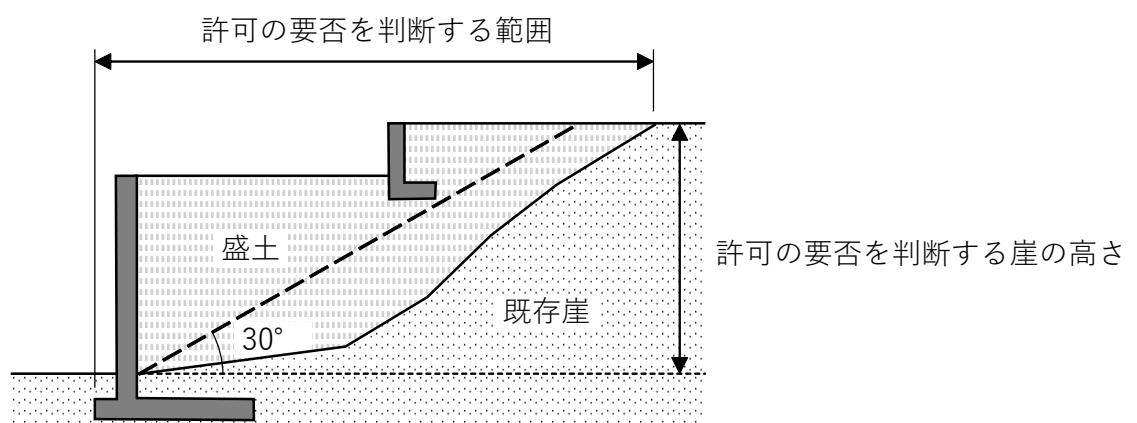


図1-9 崖の高さの判断イメージ図③

1-10 擁壁の高さ

擁壁の高さとは、地上高（見え高）のことです。

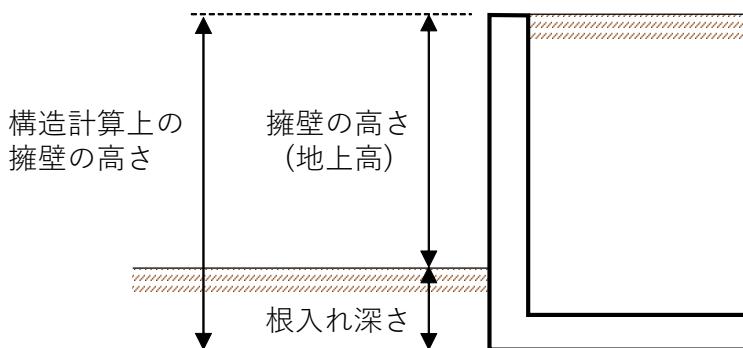


図1-10 擁壁の高さ

1-11 盛土等の一体性の判断

1 盛土等の一体性の判断は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断します。また、既存盛土の上に盛土する場合には、既存盛土が基礎地盤となるため、地盤条件等が適切に確保されているか技術的に確認することになります。

(1) 事業者の同一性

同一の事業者や関連性がある事業者が盛土等を行う場合を指します。

(2) 物理的一体性

複数の盛土等が隣接又は近接する場合や、同じ場所に盛土等が繰り返し行われる場合を指します。

(3) 機能的一体性

事業的、計画的に同じ目的をもって複数の盛土等が行われる場合を指します。

(4) 時期的近接性

盛土等が行われる時期が近い場合を指します。

2 一体の盛土等として許可等が必要な例

(1) 「事業者の同一性」が認められ、かつ「物理的一体性」も認められる場合には一体の盛土等として許可等の手続きを行う必要があります。また、「機能的一体性」や「時期的近接性」は事業者が一体的に盛土等を行っている疑いがあるか判断するために確認します。

(2) 「事業者の同一性」が認められない場合であっても、複数の事業者が同じ土地に盛土等を行い、一体不可分の盛土等が形成された場合については、一体とみなします。図1-11の例では、規制対象規模を超える盛土等を行った「事業者ハ」が許可等の手続きを行う必要があります。

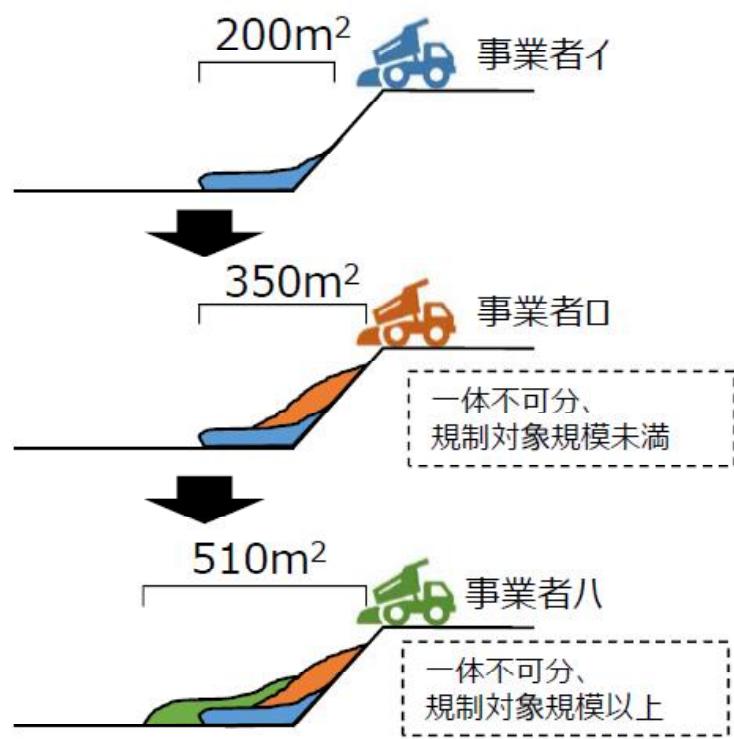


図 1－1－1 一体不可分の盛土等

1-12 宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域の両方にまたがる場合の取扱い

宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域の両方にまたがって宅地造成等に関する工事が行われる場合は、以下の表および図のとおりとなります。

表 1-6 2つの規制区域にまたがる場合の取扱い

宅地造成等工事規制区域内の部分における工事の規模	工事全体の規模		
	特定盛土等規制区域の許可を要する規模に該当する	特定盛土等規制区域の届出を要する規模に該当する	特定盛土等規制区域の許可・届出を要する規模に該当しない
宅地造成等工事規制区域内の部分における工事の規模	工事全体について、法第12条第1項の規定による許可が必要		
宅地造成等工事規制区域の許可を要する規模に該当しない	工事全体について、法第30条第1項の規定による許可が必要	工事全体について、法第27条第1項の規定による届出が必要	許可・届出は不要

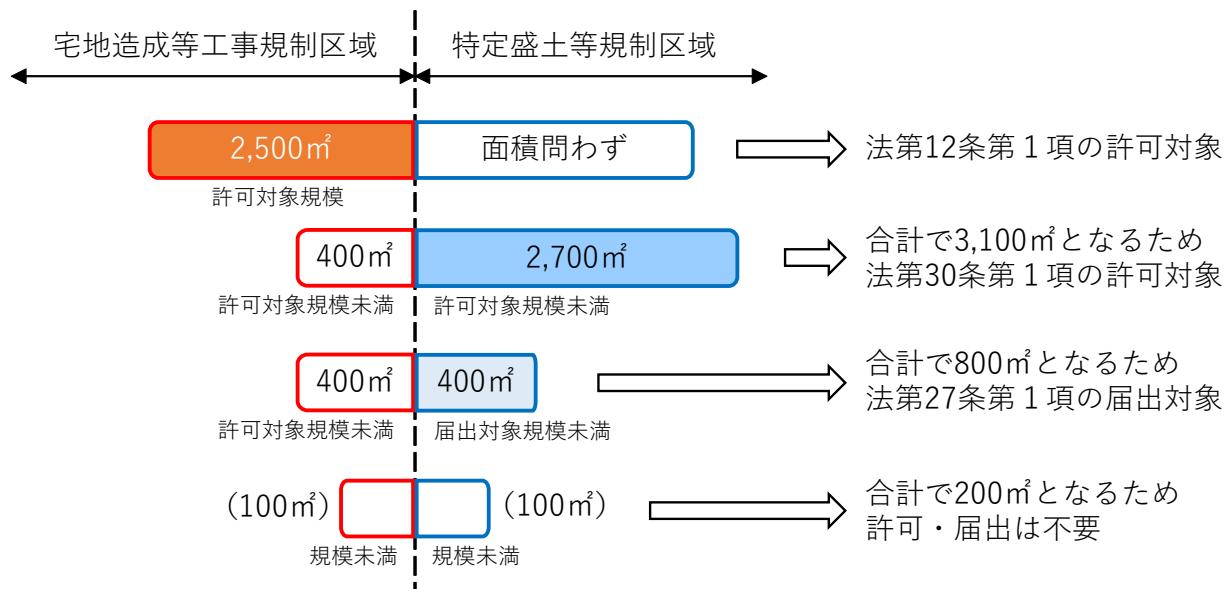


図 1-12 2つの規制区域にまたがる場合の取扱い例

第2章 工事の技術的基準および設計者資格

本市では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完し、宅地造成等に関する工事の全般的な技術的基準を定めています。

【秋田市における宅地造成及び特定盛土等規制法に関する技術的基準】

詳細は、本市のホームページで公表しています。

https://www.city.akita.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/039/204/gijututekikjun.pdf

【盛土等防災マニュアル ダウンロード：国HP】

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>

2-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準の内容は下表のとおりです。

表2-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

技術的基準	政令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について (鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（注1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面およびその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面（注2）の雨水その他の地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

(法第13条第1項、第31条第1項、政令第7条～第18条)

(注1) 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表しています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

(注2) 特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面および農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。(政令第18条)

2-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

土石の堆積に関する工事の技術的基準の内容は下表のとおりです。

表2-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

技術的基準	政令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について（勾配1/10以下）
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること その他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号および第4号の適用除外について

(法第13条第1項、第31条第1項、政令第19条、第20条)

2-3 設計者資格

1 設計資格を要する工事（法第13条第2項、政令第21条）

以下のいずれかに該当する工事の許可申請においては、政令に定める資格を有する者の設計による必要があります。

- (1) 高さが5mを超える擁壁の設置
- (2) 盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設の設置

2 設計者の資格は以下のいずれかに該当する必要があります。（法第13条第2項、政令第22条、建設省告示第1005号）

- (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること
- (2) 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること
- (3) (2)に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること
- (5) 国土交通大臣がアからウのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者

イ 技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者および技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

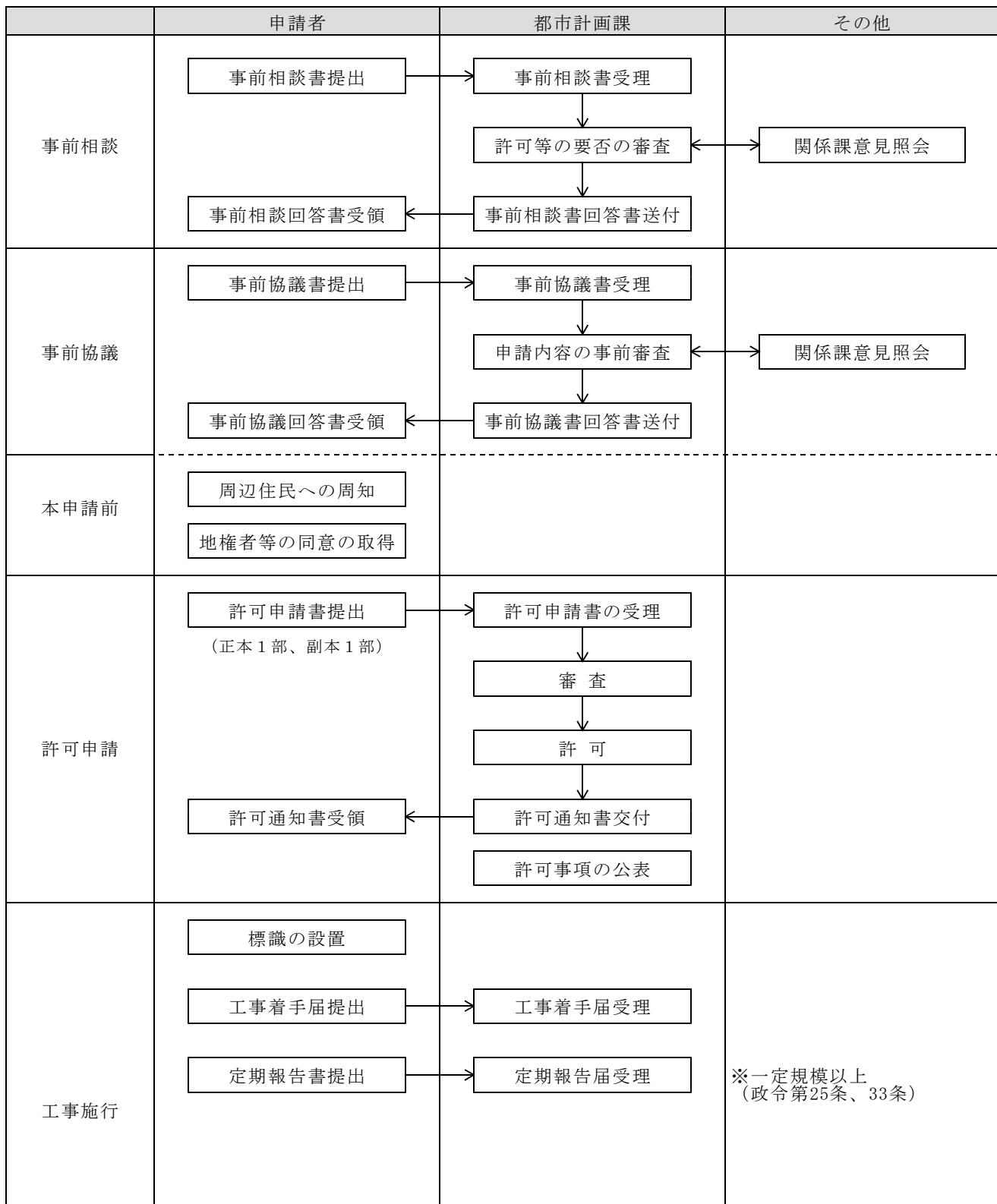
ウ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者

エ アからウのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第35条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

第3章 宅地造成等に関する工事の許可申請等

3-1 申請手続の流れ

申請手続の流れは以下のフローのとおりです。



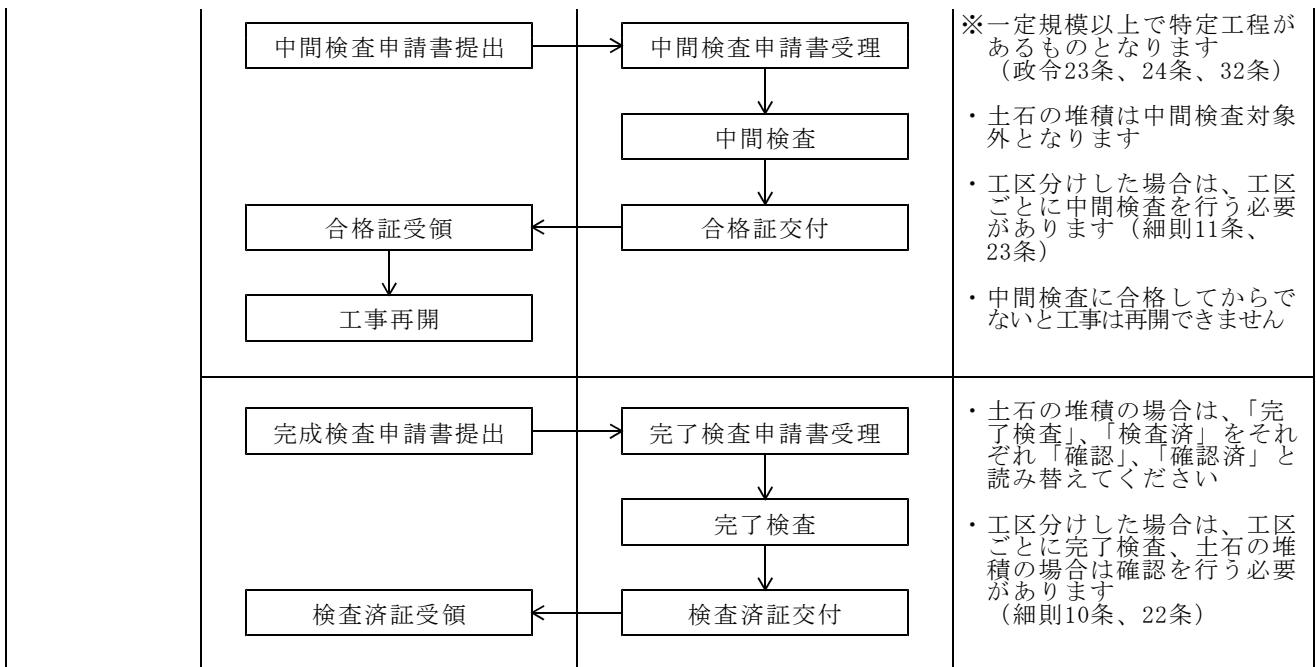


図3－1 申請手続きのフロー

3－2 事前相談

宅地造成等に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。

事前相談書に必要書類を添えて、事前に都市計画課（窓口：開発指導担当）に相談をしてください。

表3－1 提出書類

添付順序	書類の名称	備考
1	事前相談書	参考様式1
2	位置図	
3	全部事項証明書（土地）（コピー可）	
4	公図（コピー可）	
5	土地の平面図	
6	土地の断面図	
7	現況写真	
8	その他市長が必要と認める書類	

3－3 周辺住民への周知

事前相談の結果、許可申請を行うこととなった場合に、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、当該工事の内容を周知させるための必要な措置を講じる必要があります。

※周知を実施したことが分かる書類を許可申請時に添付する必要があります。

1 周辺住民への周知の方法は下表のいずれかとなります。

表3－2 周知の方法

	周知の方法
1	説明会の開催
2	工事内容を記載した書面の配布
3	工事内容の掲示およびインターネットを利用した閲覧

※ただし、以下の場合は説明会の開催が必須となりますのでご注意ください。

以下の(1)～(3)の土地において、高さが15mを超える盛土を行う場合

- (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が(1)の土地に類する状況を呈している土地
- (3) (1)、(2)の土地およびその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

2 周辺住民への周知の内容は、以下のとおりです。

- (1) 工事主の氏名又は名称
- (2) 工事が施行される土地の所在地
- (3) 工事実行者の氏名又は名称
- (4) 工事の着手予定日および完了予定日
- (5) 盛土又は切土の高さ、土石の堆積の最大堆積高さ
- (6) 盛土又は切土をする土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積
- (7) 盛土又は切土の土量、土石の堆積の最大堆積土量
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 周辺住民への周知を行う範囲は下表のとおりです。

表3－3 周知の範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲・参考図
・平地盛土 ・土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 住民周知範囲：$L \geq 2H$および盛土等を行う土地の隣接地
・切土	<ul style="list-style-type: none"> 住民周知範囲：$L \geq 2H$および切土を行う土地の隣接地
・腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> 住民周知範囲：$\ell \geq 5$および盛土を行う土地の隣接地
・溪流等における盛土 ・谷埋め盛土 ・腹付け盛土のうち、参考 図 ℓ の範囲に溪流等の溪 床が存在するもの	<ul style="list-style-type: none"> 住民周知範囲：下流の渓床勾配が2度以上の範囲および盛土を行う土地の隣接地

3-4 事前協議

申請者は、法第12条第1項又は法第30条第1項に基づく許可申請を行う前に、以下に定める添付図書を添えて、事前協議書を都市計画課に提出してください。詳細は、都市計画課にお問い合わせください。

表3-4 提出書類

添付 順序	書類の名称	区分		備考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	事前協議書	○	○	参考様式2
2	位置図	○	○	
3	全部事項証明書（土地）	○	○	
4	公図	○	○	
5	地形図	○	○	
6	土地の平面図	○	○	
7	土地の断面図	○	○	
8	排水施設の平面図	○	—	
9	崖の断面図	○	—	
10	擁壁の断面図	○	○	
11	擁壁の背面図	○	—	
12	擁壁の構造計算書	○	○	
13	安定計算書	○	○	
14	崖面崩壊防止施設の断面図	○	—	
15	崖面崩壊防止施設の背面図	○	—	
16	排水施設構造図	○	○	
17	現況写真	○	○	
18	周知範囲図、措置の内容の書類	○	○	
19	その他市長が必要と認める書類	○	○	

3-5 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成

1 許可申請書の作成

周辺住民への周知措置および地権者等の同意の取得が終わったら、次の留意点を参照の上、許可申請書および「3-6 許可申請に必要な書類等」に示す書類を都市計画課（窓口：開発指導担当）へ提出してください。

【提出書類】

- ・申請書（正本1部・副本1部）（様式第二又は様式第四）
- ・許可申請に必要な書類等1部

2 宅地造成等に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

- (1) 盛土等を行う区域が法第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第30条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを秋田市都市計画課のホームページの規制区域図から確認してください。
- (2) 「工事主住所氏名」
工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。
- (3) 「工事施行者住所氏名」
工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。
- (4) 「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」
 - ア 申請地内の土地について、地番まで記載してください。
 - イ 申請地を複数工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番まで記載してください。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください。）
 - ウ 代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記載してください。
- (5) 「土地の面積」
 - ア 許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土又は土石の堆積を行わない道路、法面等を含みます。
 - イ 申請地を複数工区に分けたときは、工区別に面積を記載してください。
- (6) 「盛土のタイプ」
盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）
 - ア 平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - イ 腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - ウ 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- (7) 「土地の地形」
「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第7条第2項第2号、省

令第12条)

- ア 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- イ 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況がアの土地に類する状況を呈している土地
- ウ ア、イの土地およびその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地
「溪流等」の範囲とは、渓床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とします。

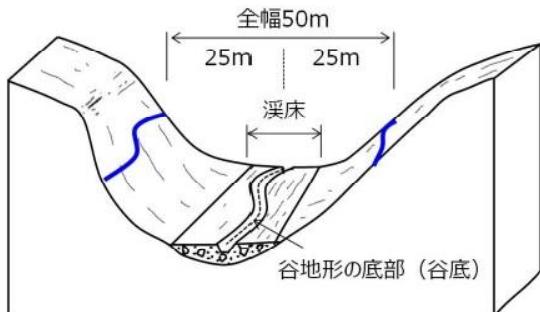


図3－2 溪流等の概念図

(8) 「工事の概要」

- ア 盛土又は切土の高さ

「1－3 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時にを行う場合に該当する最大高さを記載してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。

- イ 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

- ウ 工程の概要

工程表を添付してください。

(9) 「その他必要な事項」

- ア 他法令による許認可の状況をすべて記入してください。

- イ 造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等を、この欄に記入してください。

3-6 許可申請に必要な書類等

宅地造成等に関する工事の許可申請に必要な図書は、下表のとおりです。なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表3-5 許可申請に必要な書類

書類の名称	様式	内容等	区分		備考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1. 宅地造成又 は特定盛土等に 関する工事の 許可申請書	様式 第二	・申請者、工事の概要等を記 載	要	一	(省令第7条第1項) ・正本1部、副本1部
2. 土石の堆積 に関する工事の 許可申請書	様式 第四	・申請者、工事の概要等を記 載	一	要	(省令第7条第2項) ・正本1部、副本1部
3. 設計者資格 証明書	一	・卒業証明書	備考に該当 する場合は 要	備考に該当 する場合は 要	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面 積が1,500m ² を超える土地にお ける排水施設の設置 (設計者の資格は、「2-3 設 計者資格」を参照してください)
	参考 様式8	・実務経験証明書			
	一	・資格、免許等の写し			
4. 構造計算書	一	・擁壁又は崖面崩壊防止施設 の概要(注1) ・構造計画、応力算定および 断面算定 ・土質試験、その他の調査	備考に該当 する場合は 要	備考に該当 する場合は 要	・鉄筋コンクリート造、無筋 コンクリート造の擁壁を設置 する場合 (省令第7条第1項第2号) ・崖面崩壊防止施設の場合 (政令第14条、省令第31条)
	一	・措置の概要、構造計画、応 力 算定および断面計算等 ・土質試験、その他の調査	一	備考に該当 する場合は 要	・土石の堆積を行う面(鋼板等 を使用したものであって、勾 配が10分の1以下であるもの に限る。)を有する堅固な構造 物、又は、堆積した土石の滑 動を防ぐため又は滑動する堆 積した土石を支えるための構 造物を設置する場合 (省令第7条第2項第2号、 第32条)
			一	備考に該当 する場合は 要	・堆積した土石の周囲にその高 さを超える鋼矢板等の設置措 置を講ずる場合 (省令第7条第2項第3号、 第34条第1項第1号)

書類の名称	様式	内容等	区分		備考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
5．地盤、崖面 および溪流当に おける盛土の 安定計算書	—	・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書	備考に該当 する場合は 要	—	・災害の生じるおそれが特に大 きい土地において、高さ15m を超える盛土をする場合 (省令第7条第1項第3号) ・崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第7条第1項第4号)
	—	・盛土の安定計算書	備考に該当 する場合は 要	備考に該当 する場合は 要	・溪流等において盛土をする場合
6．許認可等の 写し	—	・他の法令で許認可等を要す る時は、それらの許認可等 を証する書類	要	要	
7．委任状	参考 様式11	・正本副本それぞれ申請者は 実印朱肉で捺印又は自署、 代理人は朱肉で捺印 ・実印の場合は印鑑証明書、 自署の場合は住民票を添付	備考に該当 する場合は 要	備考に該当 する場合は 要	・代理人が申請手続きを行う場合
8．土地の公図 の写し (コピー不可)	—	・土地の境界（赤枠で囲むこ と）並びに土地の地番を示 すこと	要	要	・原則申請日の3ヶ月以内のもの ・法務局発行のもの
9．土地登記事 項証明書 (コピー不可)	—	・宅地造成等に関する工事の 施 行区域内の土地登記事項証明書	要	要	・原則申請日の3ヶ月以内のもの ・法務局発行のもの
10．大臣認定擁 壁	—	・認定書 ・計画条件が認定条件を満足 していることが分かる書類	当該擁壁を 使用する場 合は要	当該擁壁を 使用する場 合は要	(政令第17条)
11．工事主の資 力・信用に關す る書類（共通）	様式 第三	・資金計画書（宅地造成、特 定盛土等）	要	—	(省令第7条第1項第9号)
	様式 第五	・資金計画書（土石の堆積）	—	要	(省令第7条第2項第7号)
12．工事主の資 力・信用に關す る書類（個人）	—	・住民票又は個人番号カード (番号を黒塗りしたもの) の写し	要	要	(省令第7条第1項第7号)
	—	・直前3年の所得税の納税証 明書			(細則第4条第1号、第16条)

書類の名称	様式	内容等	区分		備考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
13. 工事主の資力・信用に関する書類（法人）	—	・法人登記事項証明書	要	要	(省令第7条第1項第8号イ、第7条第2項第6号イ)
	—	・役員の住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し			(省令第7条第1項第8号ロ、第7条第2項第6号ロ)
	—	・直前3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表および法人税の納税証明書			(細則第4条第2号、第16条)
	参考 様式9	・工事主の事業経歴書			(細則第4条第3号、第16条)
	—	・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し ・上記の株主の有する株式の数又は上記の出資をしている者のなした出資の金額を確認することができる書類			(細則第4条第4号、第16条)
14. 工事主の誓約書	参考 様式3 および4	・暴力団等に該当しない旨の誓約書 ・宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書	要	要	(細則第4条第5号、第16条)
15. 工事施行者の能力に関する書類	参考 様式10	・工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書および建設業許可証明書	要	要	(細則第4条第6号、第16条)
16. 申請地およびその周辺の写真	—		要	要	(省令第7条第1項第6号、第7条第2項第4号)
17. 宅地造成等に関する工事の同意書	参考 様式6	・宅地造成等に関する工事区域内の土地又はその土地にある工作物について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書	要	要	・妨げとなる権利とは土地の所有権、地上権、質権、賃借権、抵当権、先取特権等がある (省令7条第1項第10号、第7条第2項第8号) ・印鑑登録証明書を添付すること

書類の名称	様式	内容等	区分		備考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
18. 住民への周知措置を講じたことを証する書面	—	<ul style="list-style-type: none"> ○説明会開催の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内および開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等） ○書面配布の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 ○掲示およびインターネットによる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL含む） 	要	要	<ul style="list-style-type: none"> ・住民周知の範囲は、21ページの表3-3を参照（省令第6条、第7条第1項第11号、第7条第2項第9号）

(注1) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付してください。

表 3-6 許可申請に必要な図面

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1. 位置図	・方位、道路および目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	
2. 地形図	・方位および土地の境界線 ・現況地盤高 ・工事をしようとする土地の区域界 (赤枠で囲むこと)	1/2,500 以上	要	要	・等高線は、2mの標高差 を示すものとしてください
3. 土地の平面図	・方位および土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、 排水施設および地滑り抑止ぐい又 はグラウンドアンカーその他の 土留の位置 ・工事をしようとする土地の区域界 (赤枠で囲むこと) ・現況地盤高、計画地盤高を記載 ・工区界(工区分けを行う場合)	1/2,500 以上	要	—	・断面図を作成した箇所に 断面図と照合できるよう に記号を付すること ・植栽、芝張り等の措置を行 う必要がない場合は、 その旨を付すること ・擁壁、崖面崩壊防止施設 および排水施設について は、申請書と照合できる ように番号を付すること
	・方位および土地の境界線 ・勾配が10分の1を超える土地にお ける堆積した土石の崩壊を防止す るための措置を講ずる位置および 当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類す るものと設置する位置、雨水その 他の地表水を有効に排除する措置 を講ずる位置および当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の 流出を防止する措置を講ずる位置 および当該措置の内容 ・現況地盤高、計画地盤高を記載 ・工区界(工区分けを行う場合)	1/500 以上	—	要	・断面図を作成した箇所に 断面図と照合できるよう に記号を付すること ・空地、雨水その他の地表 水による堆積した土石の 崩壊を防止するための措 置および堆積した土石の 崩壊に伴う土砂の流出を 防止する措置について は、申請書と照合できる ように番号を付すること
4. 土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	—	・高低差の著しい箇所につ いて作成すること
	・土石の堆積を行う土地の地盤面 ・空地の幅	1/500 以上	—	要	・申請書の土石の堆積の最 大堆積高さおよび土石の 堆積を行う土地の最大勾 配が照合できるように断 面図を作成すること

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
5. 排水施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 排水区域の区域界 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置および放流先の名称 地盤面に降った雨水が流れる方向 	1/500 以上	要	—	<ul style="list-style-type: none"> 雨水流量計算書および流域図を添付すること 土石の堆積については、「3 土地の平面図」に記載すること
6. 崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖の高さ、勾配および土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面ならびに崖面の保護の方法 	1/50 以上	要	—	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
7. 擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法および勾配 擁壁の材料の種類および寸法 鉄筋の材料の種類、位置および寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の材料の種類、位置および寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質ならびに基礎ぐいの位置、材料および寸法 	1/50 以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は要	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート擁壁の場合は構造計算書および安定計算書を添付のこと
8. 擁壁の背面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の高さ 擁壁前面の地盤面 水抜き穴の位置、材料および内径 透水層の位置および寸法 伸縮目地の位置 	1/50 以上	要	—	
9. 崖面崩壊防止施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法および勾配 崖面崩壊防止施設の材料の種類および寸法 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面および地盤高 基礎地盤の土質ならびに透水層の位置および寸法 	1/50 以上	要	—	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁と崖面崩壊防止施設では擁壁を優先して使うこと
10. 崖面崩壊防止施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法 水抜穴の位置、材料および内径 透水層の位置および寸法 	1/50 以上	要	—	
11. 排水施設構造図	<ul style="list-style-type: none"> 構造詳細図 	1/50 以上	要	要	<ul style="list-style-type: none"> 流末処理を明記すること
12. 求積図	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積 	1/500 以上	要	要	

3-7 申請手数料

申請に当たっては、秋田市手数料条例に定める手数料が必要です。

表3-7 許可申請手数料

宅地造成等をする土地の面積	手数料	
	宅地造成・特定盛土等	土石の堆積
500m ² 以内	16,000円	11,000円
500m ² を超え、1,000m ² 以内	27,000円	13,000円
1,000m ² を超え、2,000m ² 以内	39,000円	16,000円
2,000m ² を超え、3,000m ² 以内	57,000円	19,000円
3,000m ² を超え、5,000m ² 以内	72,000円	28,000円
5,000m ² を超え、10,000m ² 以内	96,000円	31,000円
10,000m ² を超え、20,000m ² 以内	150,000円	38,000円
20,000m ² を超え、40,000m ² 以内	230,000円	52,000円
40,000m ² を超え、70,000m ² 以内	370,000円	72,000円
70,000m ² を超え、100,000m ² 以内	530,000円	100,000円
100,000m ² 超	690,000円	130,000円

【変更許可申請手数料】

1 変更許可申請1件につき、次の(1)、(2)に掲げる額を合算した額。ただし、宅地造成および特定盛土等の場合については、その額が690,000円を超えるときは、その手数料を690,000円とし、土石の堆積の場合については、その額が130,000円を超えるときは、130,000円とする。

- (1) 宅地造成等に関する設計の変更 ((2)のみに該当する場合を除く。) については、造成面積 ((2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の造成面積、造成面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の造成面積) に応じ、許可申請手数料に10分の1を乗じて得た額。
- (2) 新たな土地の造成区域への編入に係る変更については、新たに編入される造成面積に応じ許可申請手数料に規定する額。

2 その他の変更については、10,000円

【省令第88条の規定に基づく建築に関する証明】

法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項、第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付については、1通につき、300円（参考様式5）

変更許可申請手数料の例

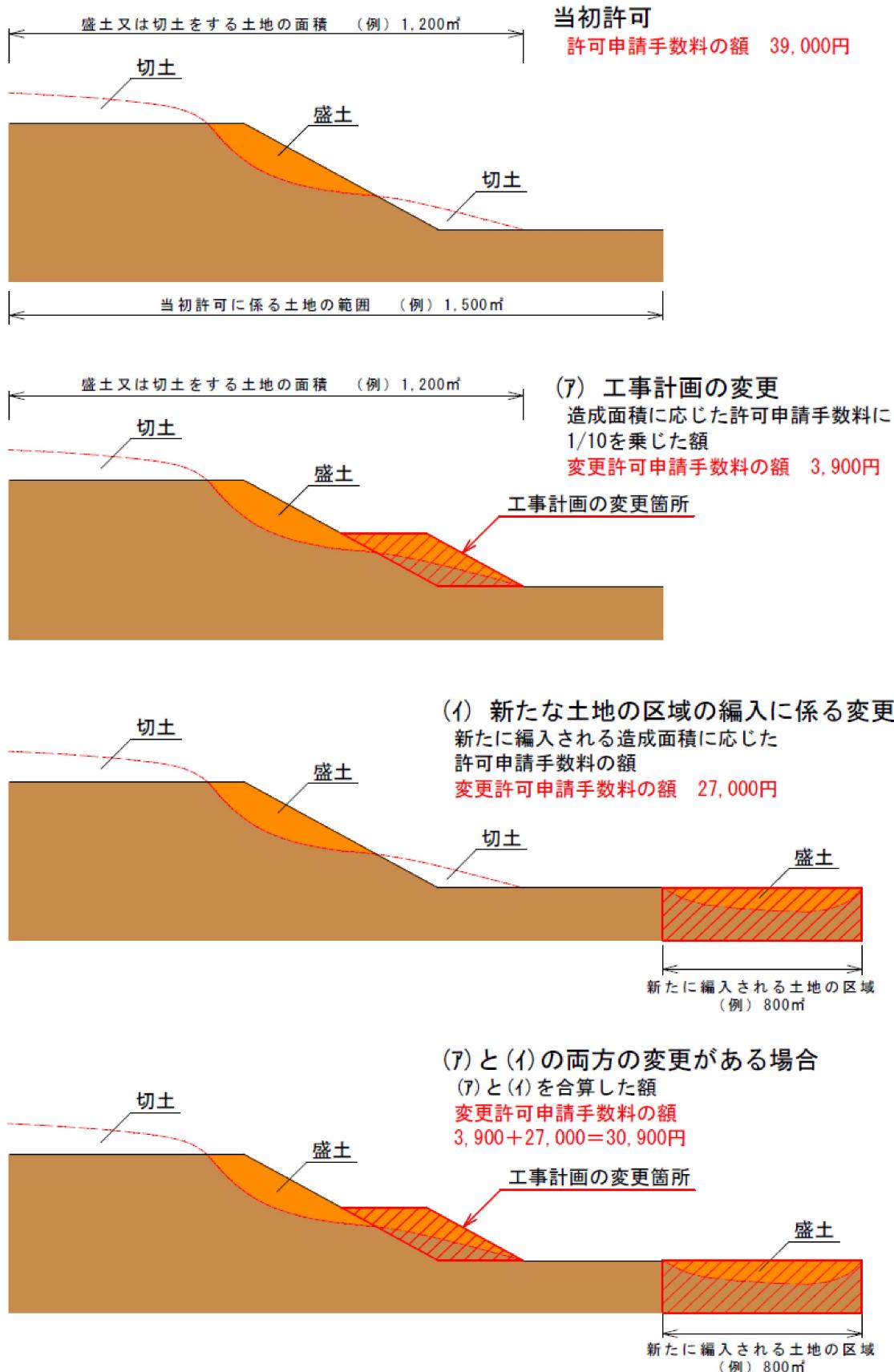


図 3－3 変更許可申請手数料の例

3-8 標準処理期間

表3-8 標準処理期間

許認可等の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30日
宅地造成、特定盛土等に関する工事の変更許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日
土石の堆積に関する工事の変更許可	14日

- (1) 事前相談、事前協議の期間は含まれません。
- (2) 標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
- (3) 申請窓口の執務が行われない休日（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日および12月29日から1月3日まで）は期間に含まれません。
- (4) 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
- (5) 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

3-9 申請窓口

秋田市都市整備部 都市計画課 開発指導担当
秋田市山王一丁目1番1号（本庁舎4階）
電話 018-888-5764（直通）

第4章 許可後における留意事項

4-1 着手届の提出

許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに（目途：7日以内）秋田市長へ届け出る必要があります。

表4-1 工事着手時に提出する書類

書類の名称	様式	備考
宅地造成等に関する工事の着手届出書	市規則様式 第1号	(細則第5条第1項、第17条 第1項)

4-2 標識の掲示

工事の許可を受けた工事主は、工事に着手する前に、見やすい場所に下表の事項を記載した標識を設置する必要があります。（法第49条）

表4-2 標識に記載する事項

記載事項	様式
①工事主の住所氏名	・省令第二十三
②許可番号	(宅地造成、特定盛土等の場合)
③許可又は届出年月日	・省令第二十四
④工事施行者の氏名	(土石の堆積の場合)
⑤現場管理者の氏名	
⑥盛土または切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ	
⑦盛土または切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積	
⑧盛土または切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量	
⑨工事着手年月日	
⑩工事完了予定年月日	
⑪工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	
⑫許可又は届出担当の秋田市部局名称連絡先	

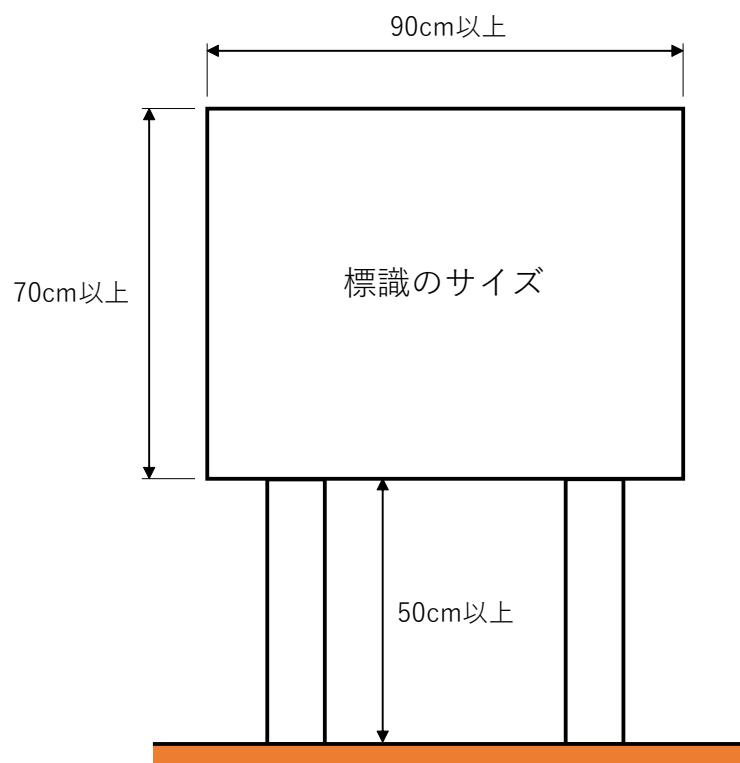


図 4 - 1 標識の寸法

4-3 軽微な変更に関する届出

以下の（1）、（2）に記載する軽微な変更をしようとするときは、速やかに秋田市長へ届け出る必要があります。

- (1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名もしくは名称又は住所の変更
- (2) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事にあっては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

表4-3 提出が必要な書類

書類の名称	様式	備考
宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書	市規則様式 第6号	(法第16条第2項、第35条第2項)

4-4 工事の変更許可申請

軽微な変更以外で許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、秋田市長の許可が必要となります。なお、変更許可申請を行う場合は、当該変更に係る部分の面積に応じて、手数料の納付が必要となります。

表4-4 提出が必要な書類

書類の名称	様式	区分		備考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の 変更許可申請書	様式 第七	要		(省令第37条第1項)
土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	様式 第八		要	(省令第37条第2項)
工事の計画の変更に伴い内容が変更となる 書類		要	要	当該変更に係る事項の新旧を対 照したものとすること。 (細則第7条、第19条)

4－5 工事の許可申請の取下届

許可を受けた工事を、工事着手前までに取下げるときは、秋田市長へ届け出る必要があります。

表4－5 提出が必要な書類

書類の名称	様式	備考
許可申請の取下届	参考 様式7	

4－6 工事の中止・再開・廃止に関する届出

許可を受けた工事を中止し、もしくは中止した工事を再開しようとするとき、又は廃止しようとするときは、事前に秋田市長へ届け出る必要があります。工事の中止する際には、市長の指示する必要な措置を取っていただく場合があります。

表4－6 提出が必要な書類

書類の名称	様式	備考
宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届出書	市規則様式 第7号	(細則第9条、第21条)

第5章 検査・定期報告

5-1 中間検査

中間検査は、施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土および切土の安定性にかかる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程に進むこととなります。

表5-1 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時にやって、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000 m ² 超(①～④を除く)	盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を配置する場合	排水施設設置工事完了から4日以内

表5-2 中間検査に係る提出書類

書類の名称	様式	内容	備考
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	様式 第十三		
平面図		検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの	出来形図等
工事写真		検査の対象となる特定工程に関する施工状況を撮影したもの	

5－2 定期報告

定期報告は、工事の進捗状況等について3ヶ月ごとに定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積および土量、ならびに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況となります。なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表5－3 定期報告の対象規模等

行為	定期報告を要する規模	報告事項	報告の期間
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時にやって、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000m ² 超（①～④を除く）	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑制、グランドアンカー、その他の土留の施工状況	3ヶ月ごとの末日から7日以内
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超 ②堆積の面積3,000m ² 超	報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置および擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積および除却された土石の土量を含む）	

表5－4 定期報告に係る提出書類

書類の名称	様式	内容	備考
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	市規則様式 第8号		宅地造成又は特定盛土等の場合 (法第19条第1項、第38条第1項)
土石の堆積に関する工事の定期報告書	市規則様式 第9号		土石の堆積の場合 (法第19条第1項、第38条第1項)
写真		・報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地およびその付近の状況を撮影したもの	
進捗が確認できる図面等		・申請時の提出図面で施工済の箇所を着色し明示 ・写真の撮影方向を表示	

5-3 完了検査・確認申請

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却した状態、かつ、土石を堆積させるために設置した鋼矢板等の全ての工作物が除去された状態に限る。）については確認申請に基づく確認を行います。

表5-5 完了検査・確認申請に係る提出書類

書類の名称	様式	区分	申請時期
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	様式第九	宅地造成又は特定盛土等の場合	工事完了から4日以内
土石の堆積に関する工事の確認申請書	様式第十一	土石の堆積の場合	

5-4 留意事項

検査・定期報告は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- 1 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- 2 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- 3 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- 4 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- 5 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- 6 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること
- 7 施工管理

(1) 管理の実施等

測定等の結果は、原則として、秋田県建設部制定の秋田県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づき、その都度管理図表等に記録し適切な管理を行うものとする。

(2) 品質管理等

ア 品質管理は、共通仕様書「土木工事施工管理基準及び規格値」の試験区分で「必須」となっている試験項目は全面的に実施し、品質管理図表等を作成するものとする。ただし、盛土等の規模等から判断して、この基準によりがたいと思われる場合は、別途市長と協議し定めるものとする。

イ 工事材料については、日本産業規格（JIS）もしくは日本農林業規格（JAS）に適合したもの又はこれらと同等以上の品質および規格を有するものとする。

(3) 出来形管理

出来形管理は、共通仕様書「土木工事施工管理基準及び規格値」により管理し、出来形管理

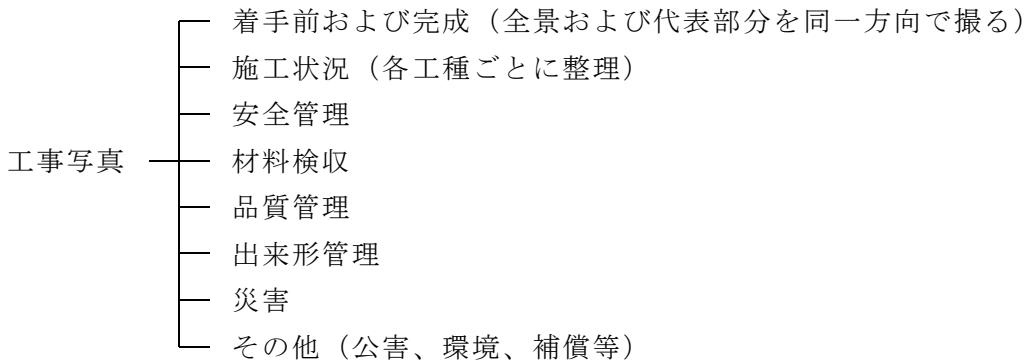
図表又は出来形結果表を作成するものとする。

・・・・・「秋田市宅地開発技術指針」資料編参照のこと

(4) 工事写真

工事写真是、施工管理の手段として、各工事の施工段階および工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害を判断するものであるから、これらを写真撮影する場合には慎重かつ適正に行うものとし、一連の施工状況がわかるように整理しなければならない。

なお、工事写真是各工種ごとに次のように分類すること。



工事写真是、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書、又は土石の堆積に関する工事の確認申請書とともに都市計画課に提出するものとする。

8 跡片付け

工事主は、工事の全部又は一部の完成に際しては、その責任と費用負担において、残材、廃物、木屑等を撤去および処分しなければならない。なお、これらが適正に行われていない場合は、完了検査を一時留保するものとする。

第6章 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事

国、都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事において、「1－3 許可を要する工事」に該当する規模の工事を行う場合には、許可是不要ですが、工事前に秋田市と協議する必要があります。（法第15条、法第34条）

また、許可と同様に盛土規制法の技術的基準等に適合する必要があります。

6－1 協議の申出

協議に必要となる書類等は以下のとおりとなります。協議申出書は、正本1部・副本1部提出してください。

表6－1 協議に必要な書類

書類の名称	様式	区分		備考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の 協議申出書	市規則様式 第2号	要	—	(細則第6条第1項、第18条 第1項)
土石の堆積に関する工事の協議申出書	市規則様式 第3号	—	要	(細則第6条第2項、第18条 第2項)
「3－6 許可申請に必要な書類等」の 「表3－5 許可申請に必要な図書」 全て	—	要	要	
その他市長が必要と認める書類	—	要	要	

協議が成立したときは、当該協議をした者に対し協議申出書の副本に所要事項を記載したうえその旨を通知します。

6－2 変更協議の申出

協議が成立した後で、協議の内容に変更が生じた場合は、秋田市と変更協議が必要となります。変更協議に必要となる書類等は以下のとおりとなります。

表 6－2 変更協議に必要な書類

書類の名称	様式	区分		備考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更協議申出書	市規則様式 第4号	要	一	(細則第8条第1項、第20条第1項)
土石の堆積に関する工事の計画の変更協議申出書	市規則様式 第5号	一	要	(細則第8条第2項、第20条第2項)
工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	一	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。
その他市長が必要と認める書類	一	要	要	

6－3 協議後の手続き

協議が成立した場合、盛土規制法の許可があったものとみなしますが、以下の表に示す盛土規制法の規定が適用されます。

表 6－3 協議が成立した場合に適用される盛土規制法の規定

内容	条項	備考
完了検査	法第17条、法第36条	
中間検査	法第18条、法第37条	
定期の報告	法第19条、法第38条	
標識の掲示	法第49条	
監督处分	法第20条、法第39条	

第7章 宅地造成等に関する工事の届出

7-1 特定盛土等規制区域における工事に関する届出

特定盛土等規制区域において、下表の規模の工事（許可申請が必要な規模より小規模な工事）を行う場合には、法第27条第1項の規定に基づき、当該工事に着手する日の30日前までに秋田市長への届出が必要となります。

なお、許可申請と異なり、手数料の納付は不要です。

表7-1 届出が必要となる工事

規制区域	行為	届出が必要となる規模
特定盛土等 規制区域	特定盛土等	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの（注1）
	土石の堆積	①高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるもの（注1）

（注1） 盛土又は切土の高さ、若しくは土石の堆積を行う前後の地盤面の標高差が30cmを超えるものに限ります。

表7-2 届出に必要な書類

書類の名称	様式	区分		備考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
特定盛土等に関する工事の届出書	様式 第十九	要	一	(省令第58条第1項)
土石の堆積に関する工事の届出書	様式 第二十	一	要	(省令第58条第2項)
届出地およびその周辺の写真		要	要	
住民票又は個人番号カードの写し (工事主)		要 (個人)	要 (個人)	個人番号カードの写しの場合 は番号を黒塗りしたもの
法人の登記事項証明書 (工事主)		要 (法人)	要 (法人)	
役員の住民票又は個人番号カードの写し (工事主)				個人番号カードの写しの場合 は番号を黒塗りしたもの
その他、添付を要する図面	「3-6 許可申請に必要な書類等」の「表3-6 許可申請に必要な図面」全て			

7-2 着手届の提出

工事の届出をした工事主は、当該届出に係る工事に着手したときは、7日以内に秋田市長へ届け出る必要があります。

表7-3 工事着手時に提出する書類

書類の名称	様式	備考
宅地造成等に関する工事の着手届出書	市規則様式 第1号	(細則第17条第1項)

7-3 工事の変更届出

工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する30日前までに秋田市長へ届け出る必要があります。

表7-4 届出に必要な書類

書類の名称	様式	区分		備考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
特定盛土等に関する工事の変更届出書	様式 第二十一	要	—	(省令第61条第1項)
土石の堆積に関する工事の変更届出書	様式 第二十二	—	要	(省令第61条第2項)
工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類		要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したもの(細則第24条第1号、第2号)

7-4 工事の中止・再開・廃止に関する届出

工事を中止し、もしくは中止した工事を再開しようとするとき、又は廃止しようとするときは、事前に秋田市長へ届け出る必要があります。

表7-5 提出が必要な書類

書類の名称	様式	備考
宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届出書	市規則様式 第7号	(細則第25条)

7-5 工事の完了に関する届出

工事が完了したときは、速やかに秋田市長へ届け出る必要があります。

表 7-6 提出が必要な書類

書類の名称	様式	備考
宅地造成等に関する届出工事等の 完了届出書	市規則様式 第11号	(細則第26条)

第8章 その他届出を要する工事等

8-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域内において既に行われている、宅地造成等に関する一定規模の工事は、法第21条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、その指定があった日から21日以内に秋田市長へ届け出る必要があります。

下表の規模の場合は、届出書の提出をしてください。

表8-1 届出が必要な規模1

行為	届出が必要となる規模	提出書類
特定盛土等	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時にを行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの（注1）	・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（様式第十五） ・土石の堆積に関する工事の届出書（様式第十六）
土石の堆積	①高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるもの（注1）	

（注1） 盛土又は切土の高さ、若しくは土石の堆積を行う前後の地盤面の標高差が30cmを超えるものに限ります。

下表の規模の場合は、届出書と添付書類の提出をしてください。

表8-2 届出が必要な規模2

行為	届出が必要となる規模	提出書類
特定盛土等	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時にを行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000m ² を超えるもの（注1）	・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（様式第十五） ・土石の堆積に関する工事の届出書（様式第十六）
土石の堆積	①高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000m ² を超えるもの（注1）	・添付書類（下表のもの）

（注1） 盛土又は切土の高さ、若しくは土石の堆積を行う前後の地盤面の標高差が30cmを超えるものに限ります。

ものに限ります。

表 8－3 添付書類の内容

書類の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1. 現地写真	・工事をしている土地およびその付近の状況の写真	—	要	要	
2. 位置図	・縮尺、方位、道路および目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	
3. 地形図	・縮尺、方位および土地の境界線 ・工事をしている土地の区域界（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	要	要	・等高線は、2mの標高差を示すものとすること。
4. 土地の平面図	・縮尺、方位および土地の境界線ならびに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設および地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 ・縮尺、方位および土地の境界線 ・勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置および当該措置の内容	1/2,500 以上	要	—	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
5. その他市長が必要と認める書類			要	要	

8－2 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出

宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域内において、擁壁もしくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事（注1）を行う場合、法第21条第3項又は第40条第3項の規定に基づき、当該工事に着手する日の14日前までに、秋田市長への届出が必要となります。

（注1） 法第12条第1項および第30条第1項に基づく許可を受けたもの、同第27条第1項に基づく届出をしたものは除きます。

表8－4 届出に必要な書類

書類の名称	様式	備考
擁壁等に関する工事の届出書	様式 第十七	(省令第55条、省令第85条)

※届出書の他に、工事を行う土地の位置図、平面図および擁壁等の構造図を提出してください。

8－3 公共施設用地の転用に関する届出

宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（注1）は、法第21条第4項又は第40条第4項の規定に基づき、その転用した日から14日以内に、秋田市長へ届け出なければならない。

（注1） 法第12条第1項および第30条第1項に基づく許可を受けたもの、同第27条第1項に基づく届出をしたものは除きます。

表8－5 届出に必要な書類

書類の名称	様式	備考
公共施設用地の転用の届出書	様式 第十八	(法第21条第4項、法第40条第4項)

※届出書の他に、転用した土地の位置図を提出してください。

8－4 工事の変更届出

「8－1」および「8－2」に掲げる工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する前までに秋田市長へ届け出る必要があります。

表 8－6 届出に必要な書類

書類の名称	様式	備考
宅地造成等に関する届出工事等の変更届出書	市規則様式 第10号	(細則第12条、第24条第3号)
工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	一	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること

8－5 工事の中止・再開・廃止に関する届出

工事を中止し、もしくは中止した工事を再開しようとするとき、又は廃止しようとするときは、事前に秋田市長へ届け出る必要があります。

表 8－7 届出に必要な書類

書類の名称	様式	備考
宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届出書	市規則様式 第7号	(細則第13条、第25条)

8－6 工事の完了に関する届出

工事が完了したときは、速やかに秋田市長へ届け出る必要があります。

表 8－8 届出に必要な書類

書類の名称	様式	備考
宅地造成等に関する届出工事等の完了届出書	市規則様式 第11号	(細則第14条、第26条)

8-7 手引き改正履歴

○当初設定

- ・令和7年5月26日（都市整備部部長決裁）

附 則（令和8年1月9日変更）

この手引きは、令和8年1月15日から施行する。

第9章 様式集

9-1 国土交通省令様式

様式第一

裁決申請書

裁決申請者 住所

氏名

相手方 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第8条第1項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

(宛先) 秋田市長

裁決申請者 住所

氏名

[注意]

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人であるときは、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

<p>宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項第30条第1項 の規定により、許可を申請します。</p> <p>年　月　日</p> <p>(宛先) 秋田市長</p> <p>申請者 氏名</p>		※手数料欄																																										
<p>1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ()</p> <p>2 設計者住所氏名</p> <p>3 工事施行者住所氏名</p> <p>4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)</p> <p>5 土地の面積 平方メートル</p> <p>6 工事着手前の土地利用状況</p> <p>7 工事完了後の土地利用</p> <p>8 盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土</p> <p>9 土地の地形 溪流等への該当 有・無</p>																																												
工事の概要	<p>10 イ 盛土又は切土の高さ メートル</p> <p>ロ 盛土又は切土をする土地の面積 平方メートル</p> <p>ハ 盛土又は切土の土量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">盛土</td> <td colspan="3"></td> <td style="width: 10%;">立方メートル</td> </tr> <tr> <td>切土</td> <td colspan="3"></td> <td>立方メートル</td> </tr> </table> <p>ニ 擁壁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">番号</th> <th style="width: 30%;">構造</th> <th style="width: 20%;">高さ</th> <th style="width: 30%;">延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ホ 崖面崩壊防止施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">番号</th> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 20%;">高さ</th> <th style="width: 30%;">延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		盛土				立方メートル	切土				立方メートル	番号	構造	高さ	延長			メートル	メートル									番号	種類	高さ	延長			メートル	メートル								
	盛土				立方メートル																																							
	切土				立方メートル																																							
	番号	構造	高さ	延長																																								
			メートル	メートル																																								
	番号	種類	高さ	延長																																								
			メートル	メートル																																								

ヘ 排 水 施 設	番号	種類	内法寸法	延長
			センチメートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名	係員氏名			

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収入	自己資金 借入金 ○○○ 処分収入 ○○○ 補助負担金 ○○○ ○○○ 計	
支出	用地費 工事費 整地工事費 道路工事費 排水施設工事費 防災施設工事費 ○○○ 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 借入償還金 ○○○ 計					
收 入	自己資金 借入金 ○○○ 処分収入 ○○○ 補助負担金 ○○○ ○○○ 計					
借入金の借入先						

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

<p>宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 第30条第1項 の規定により、許可を申請します。</p> <p>年　月　日</p> <p>(宛先) 秋田市長</p> <p>申請者 氏名</p>		※手数料欄	
<p>1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ()</p> <p>2 設計者住所氏名</p> <p>3 工事施行者住所氏名</p> <p>4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)</p> <p>5 土地の面積 平方メートル</p> <p>6 工事の目的</p>			
工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル

チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
カ 工程の概要			
8 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年月日			年月日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収入	自己資金 借入金 ○○○ 処分収入 ○○○ 補助負担金 ○○○ ○○○ 計	
支出	用地費 工事費 整地工事費 防災施設工事費 撤去工事費 ○○○ 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 借入償還金 ○○○ 計					
收 入	自己資金 借入金 ○○○ 処分収入 ○○○ 補助負担金 ○○○ ○○○ 計					
借入金の借入先						

様式第六

許可証

第 号
年 月 日

秋田市長

宅地造成及び特定盛土等規制法 第14条第2項（第16条第3項において準用する場合を含む。）
第33条第2項（第35条第3項において準用する場合を含む。）

の規定により、下記の条件を付して許可する。

1 工事をする土地の所在地 及 び 地 番	
2 工 事 主 住 所 氏 名	
3 許 可 番 号	秋田市指令第 号
4 許 可 対 象 行 為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 許 可 期 間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条 件	

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

<p>宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第1項 第35条第1項 の規定により、変更の許可を申請します。</p> <p>年　月　日</p> <p>(宛先) 秋田市長</p> <p>申請者 氏名</p>		※手数料欄																
<p>1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ()</p> <p>2 設計者住所氏名</p> <p>3 工事施行者住所氏名</p> <p>4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)</p> <p>5 土地の面積 平方メートル</p> <p>6 工事着手前の土地利用状況</p> <p>7 工事完了後の土地利用</p> <p>8 盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土</p> <p>9 土地の地形 溪流等への該当 有・無</p>																		
工事の概要	<p>10 イ 盛土又は切土の高さ メートル</p> <p>ロ 盛土又は切土をする土地の面積 平方メートル</p>																	
	<p>ハ 盛土又は切土の土量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">盛土</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">立方メートル</td> </tr> <tr> <td>切土</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">立方メートル</td> </tr> </table>		盛土	立方メートル			切土	立方メートル										
	盛土	立方メートル																
	切土	立方メートル																
	<p>ニ 擁壁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">番号</th> <th style="width: 30%;">構造</th> <th style="width: 20%;">高さ</th> <th style="width: 30%;">延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">メートル</td> <td style="text-align: right;">メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		番号	構造	高さ	延長			メートル	メートル								
	番号	構造	高さ	延長														
			メートル	メートル														
	<p>ホ 崖面崩壊防止施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">番号</th> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 20%;">高さ</th> <th style="width: 30%;">延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">メートル</td> <td style="text-align: right;">メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		番号	種類	高さ	延長			メートル	メートル								
番号	種類	高さ	延長															
		メートル	メートル															

ヘ 排 水 施 設	番号	種類	内法寸法	延長
			センチメートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				
12 変更の理由				
13 許可番号	第 号			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名	係員氏名			

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

<p>宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第1項 第35条第1項 の規定により、変更の許可を申請します。</p> <p>年　月　日</p> <p>(宛先) 秋田市長</p> <p>申請者 氏名</p>		※手数料欄	
<p>1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ()</p> <p>2 設計者住所氏名</p> <p>3 工事施行者住所氏名</p> <p>4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)</p> <p>5 土地の面積 平方メートル</p> <p>6 工事の目的</p>			
工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル

チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
カ 工程の概要			
8 その他必要な事項			
9 変更の理由			
10 許可番号	第 号		
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第九

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年　月　日

(宛先) 秋田市長

工事主　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第17条第1項
第36条第1項 の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年　月　日
2 許可番号	秋田市指令第　号
3 許可年月日	年　月　日
4 工事をした土地の所在地 及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注1]　※印のある欄は記入しないでください。

[注2]　工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※受付欄

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

秋田市長

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法

第13条第1項
第31条第1項 の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	秋田市指令第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地 及 び 地 番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名	

様式第十一

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年　月　日

(宛先) 秋田市長

工事主　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第17条第4項
第36条第4項 の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年　月　日
2 許可番号	秋田市指令第　号
3 許可年月日	年　月　日
4 工事をした土地の所在地 及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注1]　※印のある欄は記入しないでください。

[注2]　工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※受付欄

様式第十二

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 年 号
月 日

秋田市長

下記の土石の堆積に関する工事について、
$$\left\{ \begin{array}{l} \text{第17条第4項} \\ \text{第36条第4項} \end{array} \right\}$$
 の規定による確認の結果、堆積されて
いた全ての土石が除却されたことを証明する。

1 訸 可 番 号	秋田市指令第 号
2 訸 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地 及 び 地 番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 檢 查 年 月 日	年 月 日
6 確 認 員 職 氏 名	

様式第十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第18条第1項
第37条第1項 の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	秋田市指令第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第一回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第一回	第二回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番号	秋田市指令第 号	秋田市指令第 号
交付年月日	年 月 日	年 月 日	
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第一回	第二回
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注1〕 ※印のある欄は記入しないでください。

〔注2〕 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、
当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。〔注3〕 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項
を記入して添えてください。

※受付欄

様式第十四

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第
年
月
日
号

秋田市長

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、宅地

造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第13条第1項} \\ \text{第31条第1項} \end{array} \right\}$ の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	秋田市指令第 号	
2 許 可 年 月 日	年 月 日	
3 工事をしている土地の 所 在 地 及 び 地 番		
4 工 事 主 住 所 氏 名		
5 中 間 檢 查 年 月 日	年 月 日	
6 中 間 檢 查 の 対 象	検査実施回	第 回
	特 定 工 程	
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日
7 檢 查 員 職 氏 名		

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第1項
第40条第1項 の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名			
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)		
3 工事をしている土地の面積	平方メートル		
4 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
5 盛土又は切土の高さ	メートル		
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
7 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
	切土	立方メートル	
8 工事着手年月日	年 月 日		
9 工事完了予定期日	年 月 日		
10 工事の進捗状況			

[注1] 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

[注2] 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

[注3] 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください (複数選択可)。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年　月　日

(宛先) 秋田市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\begin{cases} \text{第21条第1項} \\ \text{第40条第1項} \end{cases}$ の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
3 工事をしている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定期日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

[注1] 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

[注2] 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年　月　日

(宛先) 秋田市長

届出者　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第21条第3項} \\ \text{第40条第3項} \end{array} \right\}$ の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在地及び地番	
2 行おうとする工事の種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年　月　日
4 工事完了予定年月日	年　月　日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年　月　日

(宛先) 秋田市長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第21条第4項} \\ \text{第40条第4項} \end{array} \right\}$ の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年　月　日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)					
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
		ニ 擁壁	番号	構造	高さ
					メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	
				メートル	

へ 排 水 施 設	番号	種類	内法寸法	延長
			センチメートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				

[注意]

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 6 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2 設計者住所氏名		
3 工事施行者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号

チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置	
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を防止 す る 措 置	
ヌ 工事中の危害防 止 のための措 置	
ル そ の 他 の 措 置	
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
カ 工 程 の 概 要	
8 そ の 他 必 要 な 事 項	

[注意]

- 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)				
2 設計者住所氏名				
3 工事施行者住所氏名				
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)			
5 土地の面積	平方メートル			
6 工事着手前の土地利用状況				
7 工事完了後の土地利用				
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無			
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル		
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ
				メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ
			メートル	

ヘ 排 水 施 設	番号	種 類	内法寸法	延 長
			センチメートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項				
12 変 更 の 理 由				
〔注意〕				
1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。				
2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。				
3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。				
4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。				
5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。				
6 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。				
7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第二十二

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

届出者 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2 設計者住所氏名		
3 工事施行者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
工事の概要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	

ト 空 地 の 設 置	番 号	空地の幅	
		メートル	
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日
ワ 工事完了予定年月日	年	月	日
カ 工程の概要			
8 その他の必要な事項			
9 変更の理由			

[注意]

- 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1欄の工事主が法人であるときは、工事住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上					
〔宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可〕 〔特定盛土等に関する工事の届出〕 濟標識					
1	工事主の住所氏名	見取図			
2	許可番号			秋田市指令第 号	
3	許可又は届出年月日			年 月 日	
4	工事施行者の氏名				
5	現場管理者の氏名				
6	盛土又は切土の高さ			メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積			平方メートル	
8	盛土又は切土の土量			盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
9	工事着手予定年月日			年 月 日	
10	工事完了予定年月日			年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可又は届出担当の秋田市部局名称連絡先				
		50センチメートル以上			

[注意]

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名	見取図	
2	許可番号		秋田市指令第 号
3	許可又は届出年月日		年 月 日
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
9	工事着手予定年月日		年 月 日
10	工事完了予定年月日		年 月 日
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の秋田市部局名称連絡先		

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

9-2 市規則様式

市規則様式第1号

宅地造成等に関する工事の着手届出書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

住所
氏名

秋田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第5条第1項又は第17条第1項の規定により、宅地造成等に関する工事に着手したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可年月日および 許可番号	年月日 秋田市指令第 号	
2 土地の所在地および地番		
3 工事着手年月日	年月日	
4 工事着手予定年月日	年月日	
5 工事完了予定年月日	年月日	
6 工事施行者	住所 氏名 現場代理人 主任技術者	(TEL) (TEL) (TEL)
7 設計者	住所 氏名	(TEL)

[注1] 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

秋田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第6条第1項又は第18条第1項の規定により、協議を申し出ます。

年　　月　　日

(宛先) 秋田市長

協議者 住所
氏名

1 工事主住所氏名					
2 設計者住所氏名					
3 工事施工者住所氏名					
4 土地の所在地および地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
10 イ 盛土又は切土の高さ	メートル				
ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル				
ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル			
	切土	立方メートル			
工事の概要	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
			メートル	メートル	

ヘ 排 水 施 設	番号	種 類	内法寸法	延 長
			センチメートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項				
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないこと。
- 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称および代表者の氏名を記入すること。
- 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4欄は、代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）
- 9欄は、溪流等（政令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

土石の堆積に関する工事の協議申出書

秋田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第6条第2項又は第18条第2項の規定により、協議を申し出ます。

年　月　日

(宛先) 秋田市長

協議者 住所
氏名

1 工事主住所氏名			
2 設計者住所氏名			
3 工事施工者住所氏名			
4 土地の所在地および地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事の目的			
7 イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
工事の概要	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
ト 空地の設置	番号	空地の幅	
		メートル	

チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
カ 工程の概要			
8 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

[注意]

- ※印のある欄は記入しないこと。
- 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称および代表者の氏名を記入すること。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4欄は、代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さおよび延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

市規則様式第4号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更協議申出書

秋田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第1項又は第20条第1項の規定により、変更の協議を申し出ます。

年　　月　　日

(宛先) 秋田市長

協議者 住所
氏名

1 工事主住所氏名					
2 設計者住所氏名					
3 工事施工者住所氏名					
4 土地の所在地および地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル

ヘ 排 水 施 設	番号	種類	内法寸法	延長
			センチメートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				
12 変更の理由				
13 協議番号	秋田市指令第 号			
※受付欄	※決裁欄	※変更協議に当たって付した条件	※変更協議番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名	係員氏名			

[注意]

- ※印のある欄は記入しないこと。
- 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称および代表者の氏名を記入すること。
- 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4欄は、代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）
- 9欄は、溪流等（政令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

土石の堆積に関する工事の計画の変更協議申出書

秋田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第2項又は第20条第2項の規定により、変更の協議を申し出ます。

年　月　日

(宛先) 秋田市長

協議者 住所
氏名

1 工事主住所氏名				
2 設計者住所氏名				
3 工事施工者住所氏名				
4 土地の所在地および地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)			
5 土地の面積	平方メートル			
6 工事の目的				
7 イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル			
工事の概要	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
ト 空地の設置	番号	空地の幅		
				メートル

チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
カ 工程の概要			
8 その他必要な事項			
9 変更の理由			
10 協議番号	秋田市指令第 号		
※受付欄	※決裁欄	※変更協議に当たって付した条件	※変更協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

[注意]

- ※印のある欄は記入しないこと。
- 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称および代表者の氏名を記入すること。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4欄は、代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さおよび延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

市規則様式第6号

宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項又は第35条第2項の規定により、宅地造成等に関する工事の軽微な変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可年月日および 許可番号	年 月 日 秋田市指令第 号		
2 土地の所在地および地 番			
3 住所および氏名 <input type="checkbox"/> 工事主 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 工事施行者 (該当するものの□欄 に チェックをつけること)	変 更 前	住所 氏名	
	変 更 後	住所 氏名	
4 工事予定期間	変 更 前	着手予定期限 年 月 日	年 月 日
	変 更 後	完了予定期限 年 月 日	年 月 日
	変 更 前	着手予定期限 年 月 日	年 月 日
	変 更 後	完了予定期限 年 月 日	年 月 日

[注1] 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

[注2] 土石の堆積に関する軽微な変更については、工事の着手予定期限又は工事の完了予定期限の変更が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。

市規則様式第7号

宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届出書

年　月　日

(宛先) 秋田市長

住所
氏名

秋田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第9条、第13条、第21条又は第25条の規定により、
宅地造成等に関する工事を中止（再開・廃止）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可年月日および 許可番号	年月日 秋田市指令第 号
2 届出年月日	年月日
3 土地の所在地および地番	
4 工事を中止（再開・廃止） しようとする理由	
5 工事進捗状況および 防災措置の実施状況	

[注意] 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について、下記とおり届け出ます。

記

1 土地の所在地および 地 番				
2 許可年月日および 許 可 番 号	年 月 日 秋田市指令第 号			
3 報 告 年 月 日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4 報告の時点における 盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
5 報告の時点における 盛土又は切土の面積	m^2	m^2	m^2	m^2
6 報告の時点における 盛土又は切土の土量	m^3	m^3	m^3	m^3
7 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
第 回 目 年 月 日 状 態 :				
8 拥壁の床堀りを完了したときの状況				
第 回 目 年 月 日 状 態 :				
9 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
第 回 目 年 月 日 状 態 :				
10 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				
第 回 目 年 月 日 状 態 :				

[注1] 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

[注2] 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

[注3] 報告の時点における盛土又は切土をしている土地およびその付近の状況並びに7欄から10欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年　月　日

(宛先) 秋田市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について、下記のとおり届け出ます。

記

1 土地の所在地および 地番				
2 許可年月日および 許可番号	年月日 秋田市指令第 号			
3 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年月日	年月日	年月日	年月日
4 報告の時点における 土石の堆積の高さ	m	m	m	m
5 報告の時点における 土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 報告の時点における 土石の堆積の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7 前回の報告から新た に堆積された土石の 土量および除却 された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 地下に埋設する 集水管、暗渠、管渠 等の配置を完了 したときの状況				

[注1] 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

[注2] 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

[注3] 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）およびその付近の状況並びに8欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

宅地造成等に関する届出工事等の変更届出書

年　月　日

(宛先) 秋田市長

住所
氏名

秋田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第12条又は第24条第3項の規定により届け出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 最 初 に 届 け 出 た 年 月 日	年 月 日
2 土地の所在地および地番	
3 【第1項】※ 工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	平方メートル
4 【第3項】※ 行おうとする工事の種類 お よ び 内 容	
5 変 更 事 項	
6 変 更 前	
7 変 更 後	
8 変 更 理 由	

[注1] 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

[注2] ※印の項目については、該当する条項について記入すること。

宅地造成等に関する届出工事等の完了届出書

年　月　日

(宛先) 秋田市長

住所
氏名

秋田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第14条又は第26条規定により届け出た宅地造成等に関する工事が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 最初に届け出た年月日	年　月　日
2 土地の所在地および地番	
3 工事施工者住所氏名	
4 備考	

[注意] 申請者又は3欄の工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

9 - 3 参考様式

参考様式 1

事前相談書

年 月 日

※該当するものの□欄にチェックをつけること

相談者	住所 氏名 (TEL)
申請者	住所 氏名 (TEL)
相談場所	秋田市
相談対象	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更（盛土・切土） <input type="checkbox"/> 土石の堆積
規制区域	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域
添付図面	・位置図 ・全部事項証明書（土地）（コピー可） ・公図（コピー可） ・土地の平面図 ・土地の断面図 ・現況写真 ・その他（ ）
相談内容	例：許可等の要否について

参考様式 2

事前協議書

年 月 日

※該当するものの□欄にチェックをつけること

協議者	住所 氏名 (TEL)
申請者	住所 氏名 (TEL)
協議場所	秋田市
協議対象	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更（盛土・切土） <input type="checkbox"/> 土石の堆積
規制区域	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域
添付図面	【宅地造成、特定盛土等】 • 位置図 • 全部事項証明書（土地） • 公図 • 地形図 • 土地の平面図 • 土地の断面図 • 排水施設の平面図 • 崖の断面図 • 擁壁の断面図 • 擁壁の背面図 • 擁壁の構造計算書 • 安定計算書 • 崖面崩壊防止施設の断面図 • 崖面崩壊防止施設の背面図 • 排水施設構造図 • 現況写真 • 周知範囲図、措置の内容の書類 • その他 ()
	【土石の堆積】 • 位置図 • 全部事項証明書（土地） • 公図 • 地形図 • 土地の平面図 • 土地の断面図 • 擁壁の断面図 • 擁壁の構造計算書 • 安定計算書 • 排水施設構造図 • 現況写真 • 周知範囲図、措置の内容の書類 • その他 ()
土地利用計画	例：宅地分譲、土石の堆積

参考様式 3

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 私（当法人・当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の(1)から(4)のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはございません。

役職	氏名 フリガナ	性別	生年月日	住所

※法人又は組合の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 法人又は組合であって、その役員のうちに(2)に該当する者があるもの
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年　　月　　日

（宛先）秋田市長

申請者　住所

氏名

印

（法人・組合にあっては、名称および代表者氏名）
（自署の場合は押印不要）

参考様式 4

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになつても、異議は一切申し立てません。

1 私（当法人・当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
- (3) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年　　月　　日

（宛先）秋田市長

申請者　住所

氏名　　　　　印

（法人・組合にあっては、名称および代表者氏名）
（自署の場合は押印不要）

参考様式 5

適合証明書交付申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の計 画が法に適合している旨を証明願います。		受付欄	
		年　月　日	
(宛先) 秋田市長			
申請者　住所 氏名 電話			
許可年月日および 許可番号	年　月　日　秋田市指令第　号		
土地の所在地および地番			
区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外 用途地域（　　）		
該当条項	<input type="checkbox"/> 第12条第1項 <input type="checkbox"/> 第16条第1項 <input type="checkbox"/> 第30条第1項 <input type="checkbox"/> 第35条第1項		
建築（建設）計画の概要	用　途	敷地面積	m ²
	工事の種別	建築面積	m ²
	構　造	延床面積	m ²
その他必要事項			

[注1] 添付書類：位置図、土地の平面図、土地の断面図、現況写真およびその他市長が必要と認めるもの（都市計画課1部 + 照会必要部数）。

[注2] 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

[注3] 該当するものの□欄にチェックをつけること。

参考様式 6

宅地造成等に関する工事の同意書

の施行に係る工事については、異議なく、その施行について同意します。

土地の所在および地番	地目 又は 工作物	権利の 種類	同意 年月日	権利者の住所氏名	印

[注1] 権利の種別欄には、所有権、地上権、質権、賃借権等の種別を記入すること。

[注2] 権利者の住所氏名の記載は自署とし、印鑑登録証明書を添付すること。

参考様式 7

許可申請の取下届

年　月　日

(宛先) 秋田市長

住所
氏名

工事の許可申請を取り下げますので、下記のとおり届け出ます。

記

受付番号	年月日 秋田市指令第 号
受付年月日	年月日
取下げの理由	

[注意] 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

参考様式 8

実務経験証明書

年　月　日

(宛先) 秋田市長

証明者 氏名

住所

下記の者は、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

記

被証明者氏名		生年月日	年　月　日
使用された 期間	主な経験の内容	期間	
		年　月から　年　月まで	
		年　月から　年　月まで	
		年　月から　年　月まで	
		年　月から　年　月まで	
		年　月から　年　月まで	
		年　月から　年　月まで	
		年　月から　年　月まで	
		合計　年　月	

[注1] 「技術士」で技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」、「農業土木」）、森林部門（選択科目「森林土木」）、又は林業部門（選択科目「森林土木」）、である方はこの証明書は不要です。

[注2] この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。

[注3] 「主な経験の内容」の欄には、従事した主な土木又は建築に関する案件名等を具体的に記載すること。

参考様式 9

工事主の事業経歴書

年　月　日

工事主　住所
氏名

事業名	場所	面積	工事期間
		m ²	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
		m ²	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
		m ²	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
		m ²	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
		m ²	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
		m ²	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
		m ²	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
		m ²	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
		m ²	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日

〔注1〕 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

〔注2〕 宅地造成等に関する工事の事業経歴について記載すること。

工事施行者の事業経歴書

年　月　日

工事施行者　住所
氏名

建設業者登録	国土交通（建設）大臣　一般 許可　第　号				
	工事名	元請又は 下請の別	工事施行場所	面積	着工・完了 年月
宅地造成等 経歴				m ²	年　月 年　月
				m ²	年　月 年　月
				m ²	年　月 年　月
				m ²	年　月 年　月
				m ²	年　月 年　月
				m ²	年　月 年　月
				m ²	年　月 年　月
				m ²	年　月 年　月
				m ²	年　月 年　月

〔注1〕 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

委任状

年 月 日

(宛先) 秋田市長

委任者 住所
氏名

印

私は、下記のとおり代理人を定め、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請その他申請代理に関する一切の権限を委任します。

記

代理人	住所	
	氏名	
	電話番号	
委任事項	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可申請から完了検査済証の受領まで	

〔注1〕 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

〔注2〕 委任者の印鑑証明書を添付すること。

秋田市都市整備部 都市計画課 盛土対策担当
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階
電話番号 018-888-5764 (直通)
FAX番号 018-888-5763
E-mail ro-urim@city.akita.lg.jp